

## Ⅰ 2-1 消防活動用空地等の設置指導基準について

平成 22 年 3 月 25 日  
21 消 消 第 4 6 0 号  
平成 25 年 9 月 10 日  
25 消 消 第 2 6 0 号

### 1 趣 旨

この基準は、災害発生時、はしご自動車は建築物に接近し、その性能を十分に発揮するために必要な、はしご自動車専用の空地（以下「消防活動用空地」という。）及び消防活動用空地まではしご自動車の進入路（以下「はしご車進入路」という。）の設置指導に関して必要な事項を定めるものとする。

### 2 用語の意義

- (1) 消防活動用空地等とは、消防活動用空地及びはしご車進入路をいう。
- (2) 消防隊進入口とは、火災予防条例（昭和 37 年条例第 16 号）第 56 条の 3 に規定する消防隊進入口をいう。
- (3) 消防隊進入口等（地盤面から 31 メートル以下の部分の階にあるものに限る。以下同じ。）とは、消防隊進入口若しくは有効に進入することができる構造を有するバルコニー又は開口部をいう。
- (4) (3) の有効に進入することができる構造とは、次のいずれかが設けられている構造をいう。
  - ア 避難及び消火活動上有効なバルコニーが設けられているもの
  - イ 屋内から容易に開放でき、かつ、屋外からの進入等を妨げる構造等が無く、次の(ア)又は(イ)に適合する開口部（開口部の下端は、床面から 1.2 メートル以下）が設けられているもの
    - (ア) 直径 1 メートル以上の円が内接することができるもの
    - (イ) 幅及び高さがそれぞれ 0.75 メートル及び 1.2 メートル以上のもの
- (5) 3 の消防隊が有効に活動することができる場合とは、消防隊進入口等の下方地盤まではしご自動車（50 メートル級。以下同じ。）が進入可能であり、当該下方地盤の形状、勾配及び構造が本基準と同等以上と認められ、建築物との間及びその周辺の上空に、はしご自動車の活動上支障となる架線、工作物等がなく、消防隊進入口等に着梯することができる場合及び三連はしごを使用し防火対象物の最上階の消防隊進入口等に進入することができる場合をいう。
- (6) (5) の三連はしごとは、消防隊が消防車に積載している長さ 8.7 メートルの三連はしご（架梯角度 75 度で使用）をいう。
- (7) 取付道路とは、はしご車進入路又ははしご車進入路へ乗入れるための乗入れ施設に接した車道をいう。
- (8) 乗入れ施設とは、名古屋市緑政土木局が定める別添「道路に関する工事の設計及び実施計画の承認基準」（以下「承認基準」という。）に示す、車両が歩道

を横断するための施設をいう。

- (9) 4 (1)カ の T-25 とは、日本下水道協会規格（JSWAS G-4）に規定されるもの又はこれと同等以上のものをいう。

### 3 設置対象物

消防活動用空地等は、消防隊進入口を必要とする防火対象物（地盤面から高さ9メートル以上の消防法施行令（昭和36年政令第37号。以下「令」という。）別表第1に掲げる防火対象物をいう。）のうち、次の各号に掲げるものについて設置するものとする。ただし、道路、通路又はその他の空地を使用し、消防隊が有効に活動することができ、かつ、将来にわたりその状態が維持される場合にあっては、この限りでない。

- (1) 都市計画法に基づく開発行為（開発区域の敷地面積が3,000平方メートル以上のものに限る。）に伴い建設されるもの
- (2) 国、普通地方公共団体及びその他の公共団体が建設する住宅団地のうち、敷地面積が10,000平方メートルを超えるもの若しくは建築戸数が50を超えるもの
- (3) 延べ面積が3,000平方メートル以上（地階の面積を除く。）のもの（(1)及び(2)に該当するものを除く。）

### 4 消防活動用空地等

消防活動用空地等については、次に適合するものとする。

#### (1) はしご車進入路

ア はしご車進入路の最小幅員は、原則として3.5メートル以上とすること。

イ 取付道路から12メートルまではしご車進入路の幅員は、取付道路の幅員に応じ、別表第1に掲げる幅員を確保すること。

ウ 乗入れ施設を設ける場合、乗入れ施設の形状及び構造は、承認基準に基づくものとする。

エ ウの場合、設置者は、乗入れ施設設置に関する手続きを所轄土木事務所に對し行うこと。

オ はしご車進入路又は乗入れ施設が、イ及びウの幅員を確保できない場合、別表第2に掲げるはしご自動車の諸元により、進入に必要な幅員を算定し、当該幅員を確保すること。この場合、軌跡図によりはしご自動車の進入できる幅員が確保されていることを確認できるようにすること。

カ はしご車進入路は、22トン車走行に耐えうるものとする。

なお、マンホール蓋の上をはしご自動車が通過する場合、マンホール蓋の種類はT-25とすること。

キ はしご車進入路は、地盤面から高さ4メートルまでに、はしご自動車の走行に支障となる物件がないこと。

#### (2) 消防活動用空地

ア 消防活動用空地の設置箇所は、消防隊進入口等の下方地盤に設置すること。

イ 消防活動用空地の形状は、原則として幅6メートル以上、長さ12メートル以上とし、別図第1により設置すること。また、建築物との間隔は、別図

第2により、はしご自動車の梯体が消防隊進入口等に着梯することができるように確保すること。

ウ 消防活動用空地を取付道路に接して設置する場合、別図第3によりはしご自動車が進入可能な隅切りを設けること。

エ 消防活動用空地を乗入れ施設を介して設置する場合、乗入れ施設の形状及び構造は承認基準に基づくものとする。ただし、別図第3の隅切りを設けることができない場合、別表第2に掲げるはしご自動車の諸元により、進入に必要な幅員を算定し当該幅員を確保すること。この場合、軌跡図によりはしご自動車の進入できる幅員が確保されていることを確認できるようにすること。

オ エの場合、設置者は、乗入れ施設設置に関する手続きを所轄土木事務所に對し行うこと。

カ 消防活動用空地の縦・横断勾配は、8パーセント以下とすること。

キ 消防活動用空地の構造は、別図第4の構造又はこれと同等以上の構造とし、路盤は22トン車走行に耐えうるものとする。

ク 消防活動用空地の地下には、ガス管、水道管等の工作物を埋設しないこと。

ケ 消防活動用空地に駐車防止等のために可動式の柵等を設置し、施錠管理する場合は、原則として消防局指定の鍵又は事前に協議した鍵等を使用すること。

コ 消防活動用空地と建築物の間及びその周辺の上空には、はしご自動車の活動上支障となる架線、工作物等を設置しないこと。

### (3) 規制標識

消防活動用空地には、当該建築物の住民等に災害時にはしご自動車の活動する場所であることを認識させるため、別図第5により規制標識を設置すること。

### (4) 規制標示

消防活動用空地には、別図第6により規制標示を設置すること。ただし、消防活動用空地が他の用途と区別できるものであれば他の標示方法でよいものとする。なお、この場合、消防部消防課の同意を得ること。

## 5 消防活動用空地等の実地確認等

消防署予防課は施工者等と調整後、消防署警防地域第一課又は警防地域第二課とともに、はしご車進入路及び消防活動用空地にはしご自動車を乗り入れ、着梯等の実地確認を実施するものとする。

## 6 消防活動用空地等の維持管理

建築物の所有者、管理者又は占有者は、消防活動用空地等を常に良好に維持管理すること。

## 7 指導主体

3(1)及び(2)については、消防部消防課が指導し、3(3)については、予防部規制課が指導するものとする。

## 8 その他

- (1) この基準は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。  
なお、この基準の施行の際、既存の消防活動用空地等（工事中のものを含む。）については、従前の例によるもので差し支えないものとする。
- (2) 「消防活動用空地等の設置指導基準について」（平成 14 年 2 月 14 日付け 14 消消第 45 号）は廃止する。
- (3) 消防部消防課は、消防活動用空地等の設置指導後、遅滞なく指導経過及び協議記録（消防活動用空地等の平面詳細図及び構造図）を、予防部規制課又は消防署予防課に送付するものとする。

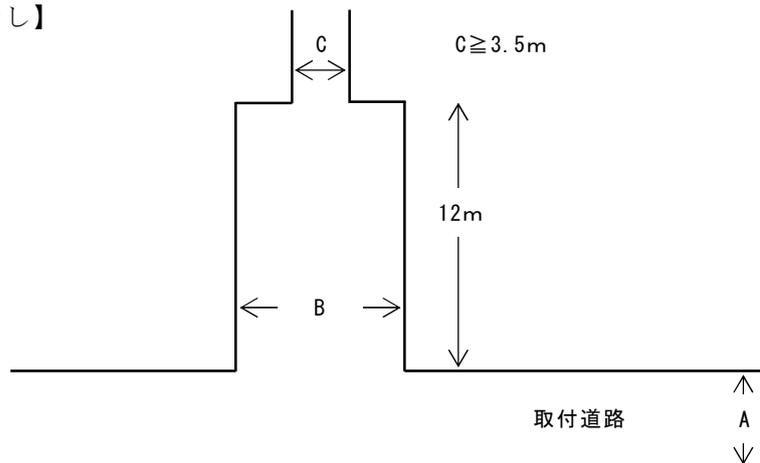
別表第1 取付道路の幅員に応じたはしご車進入路の幅員

取付道路の幅員 (m) A	はしご車進入路の幅員 (m) B
4.0 以上 4.5 未満	9.0 以上
4.5 以上 5.0 未満	8.5 以上
5.0 以上 5.5 未満	8.0 以上
5.5 以上 6.5 未満	7.5 以上
6.5 以上 8.0 未満	7.0 以上
8.0 以上 10.0 未満	6.5 以上
10.0 以上	6.0 以上

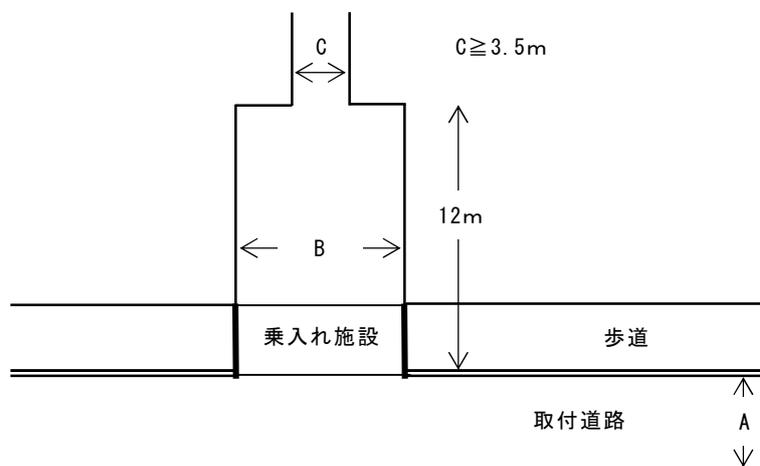
## 備考

- 1 取付道路の幅員は車道部分の幅員とし、中央分離帯がある場合は中央分離帯までとする。
- 2 乗入れ施設の有無による取付道路とはしご車進入路との関係は下図のとおりとする。
- 3 軌跡図により、はしご自動車の進入できる幅員が確保されていることが確認できる場合は、この限りでない。

## 【乗入れ施設無し】



## 【乗入れ施設有り】



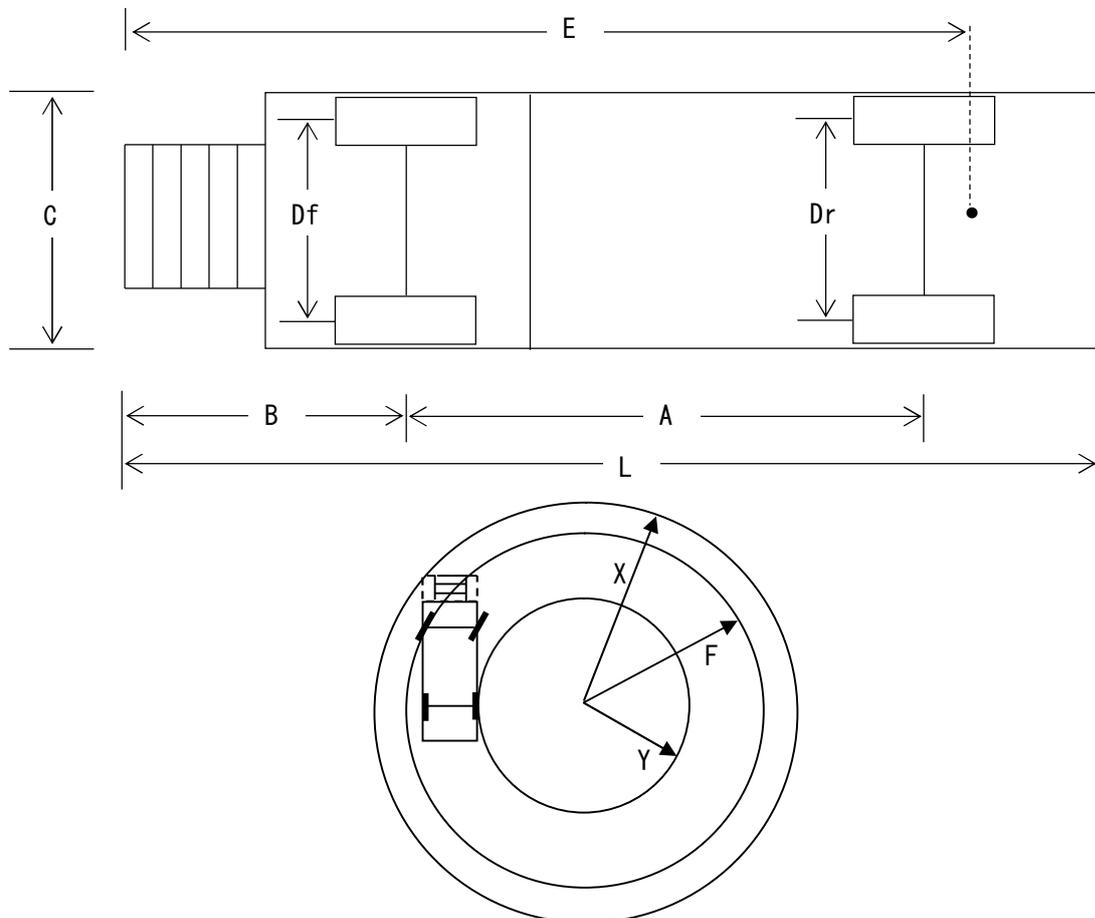
別表第2 はしご自動車の諸元

単位 (m)

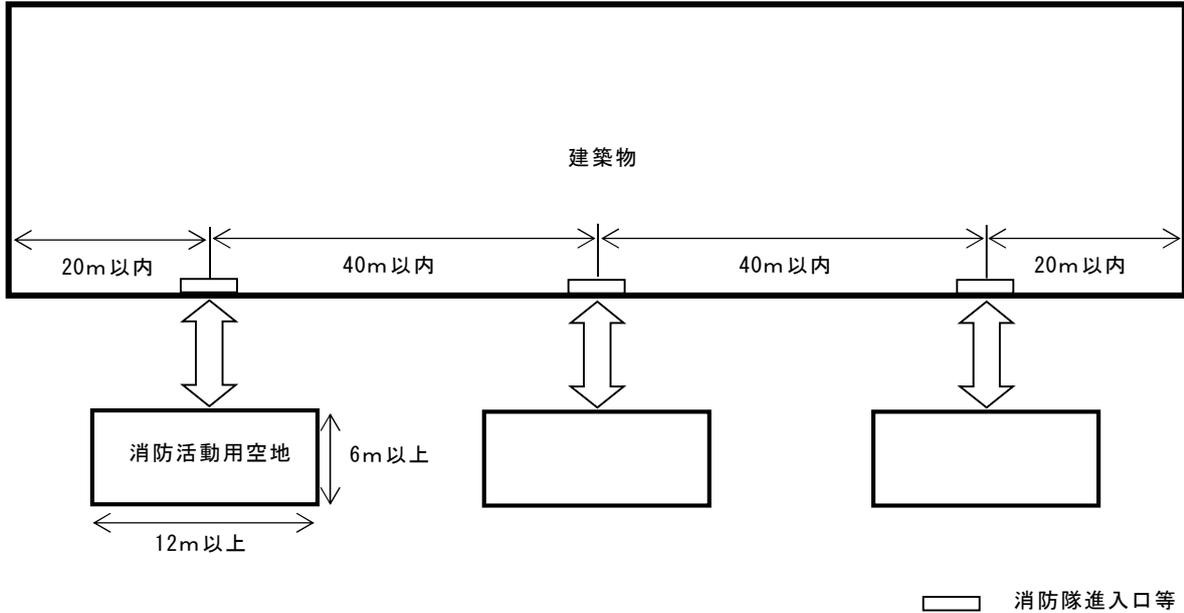
A	ホイールベース	6.35	
B	フロントオーバーハング	2.75	
C	車幅	2.49	
D	f	フロントトレッド	2.06
	r	リヤートレッド	1.86
E	はしご先端からターンテーブル中心	9.35	
F	最小回転半径	8.40	
L	全長	11.63	
X	外周の半径	11.53	
Y	内周の半径	4.69	

## 備考

- 1 車高 3.59 メートル
- 2 車両総重量 21,260 キログラム
- 3 ジャッキ敷板 (40 センチ×40 センチ=1,600 平方センチメートル) を使用した場合の接地圧 0.53 メガパスカル (53 ニュートン/平方センチメートル)
- 4 上表 A~C、Df、Dr、E、F、L、X、Y は下図のとおりとする。



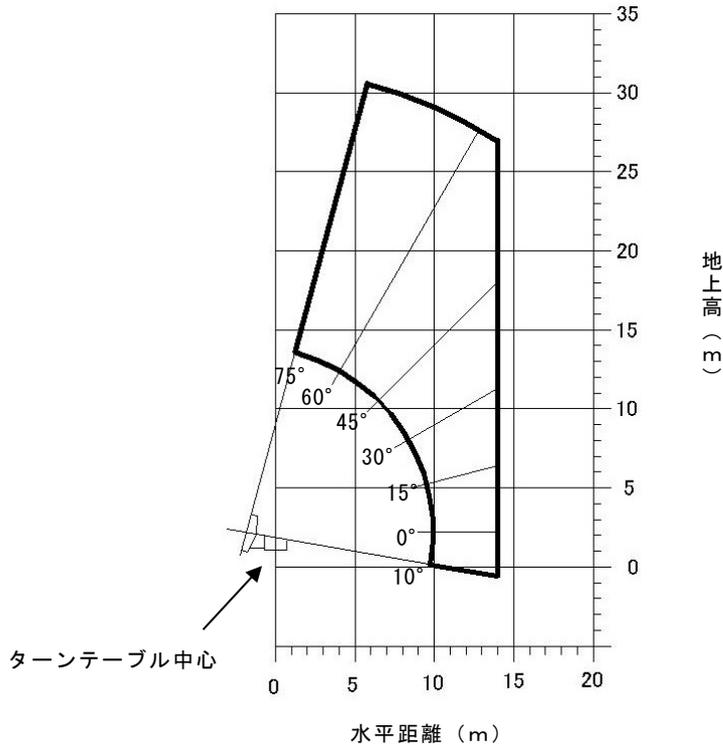
別図第1 設置基本図



備考

消防活動用空地の向きは、上図によらなくてもよいこととする。

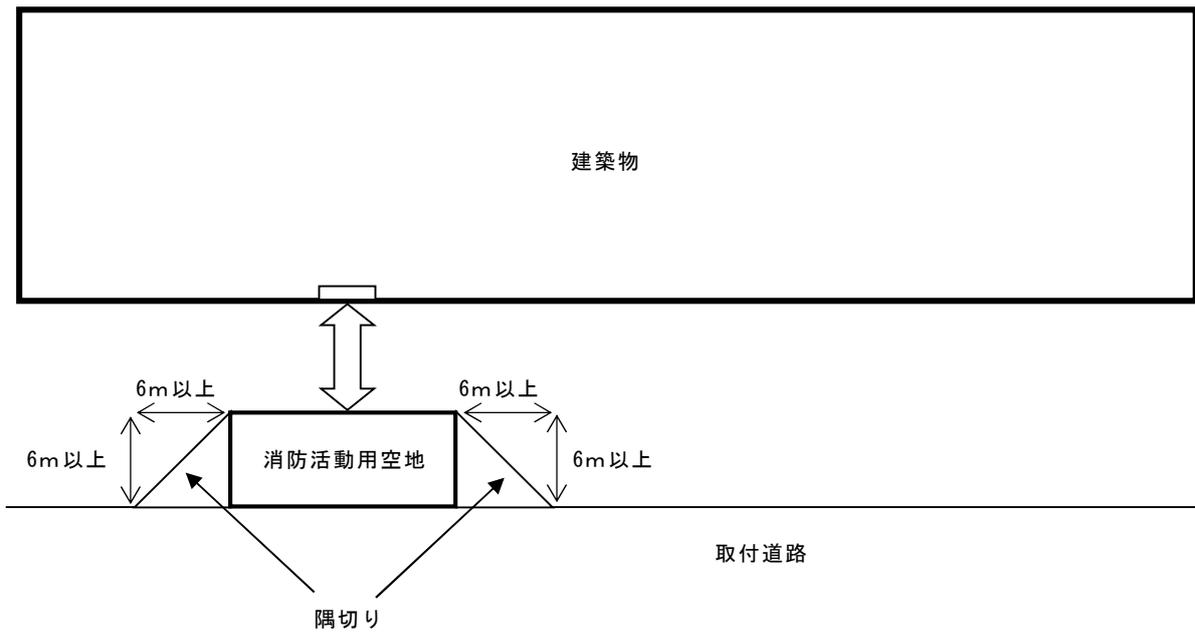
別図第2 はしご自動車（30メートル級）の作業範囲図



備考

- 1 太線内を作業範囲とする。
- 2 ジャッキ最大幅、バスケット内3名（270 kg）の場合の作業範囲を示す。
- 3 30メートル級以上のはしご自動車の場合についても、上図により判断する。

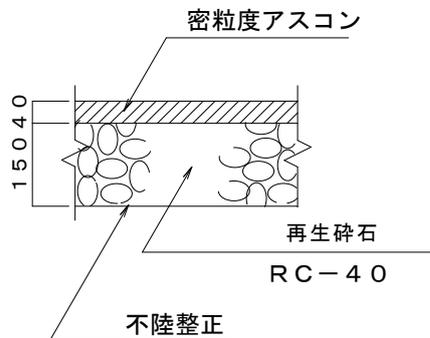
別図第3 はしご自動車の進入に必要な隅切りの設置図



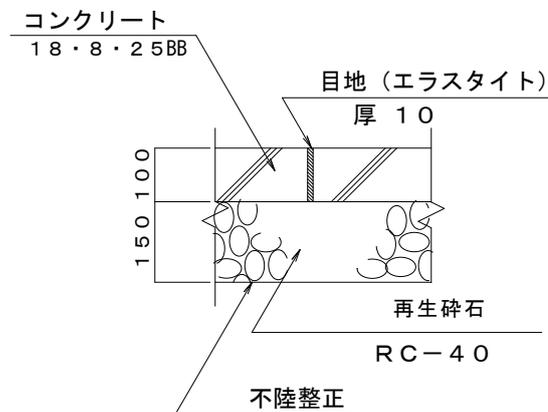
別図第4 標準構造図

単位：mm

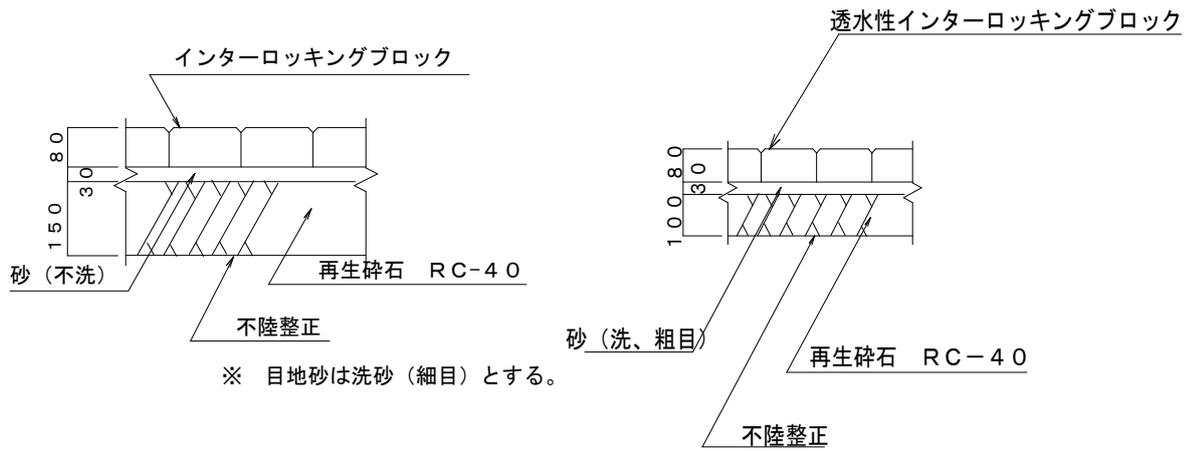
1 アスファルト舗装



2 コンクリート舗装



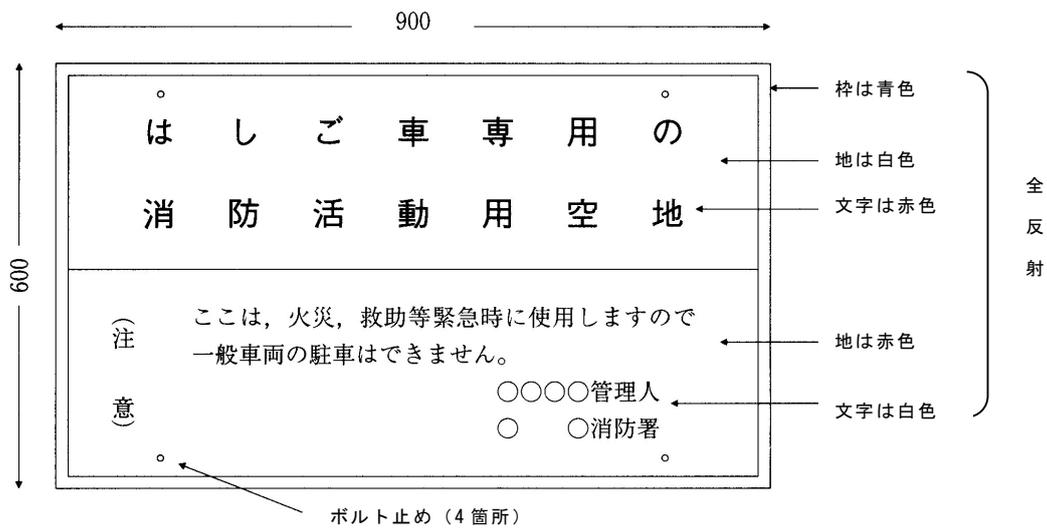
3 インターロッキングブロック舗装



別図第5 規制標識詳細図

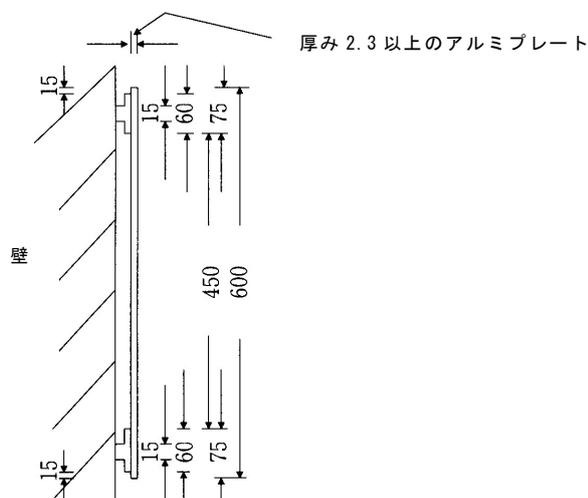
単位：mm

1 標識板



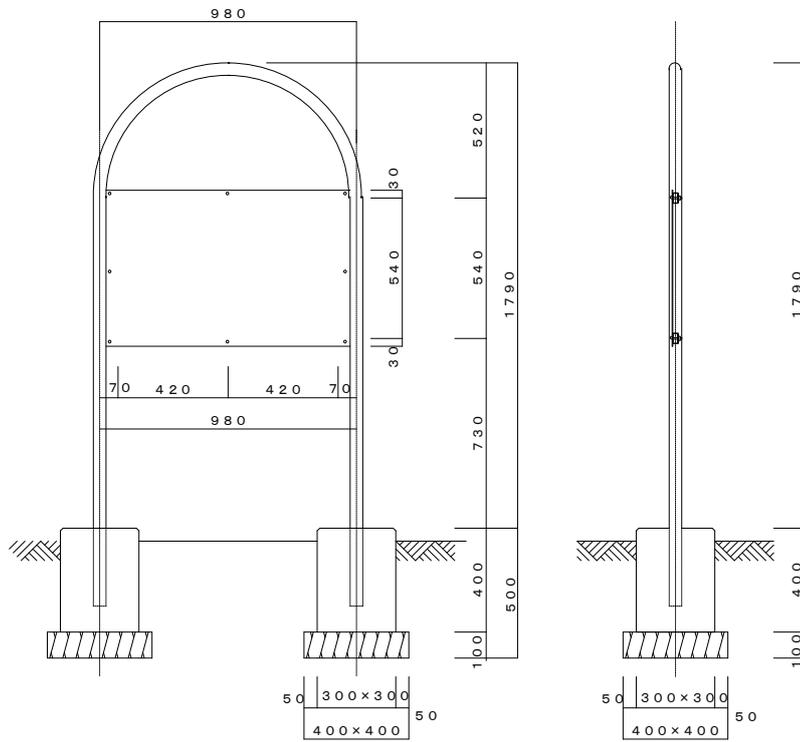
2 取付方法

ア 壁体取付型

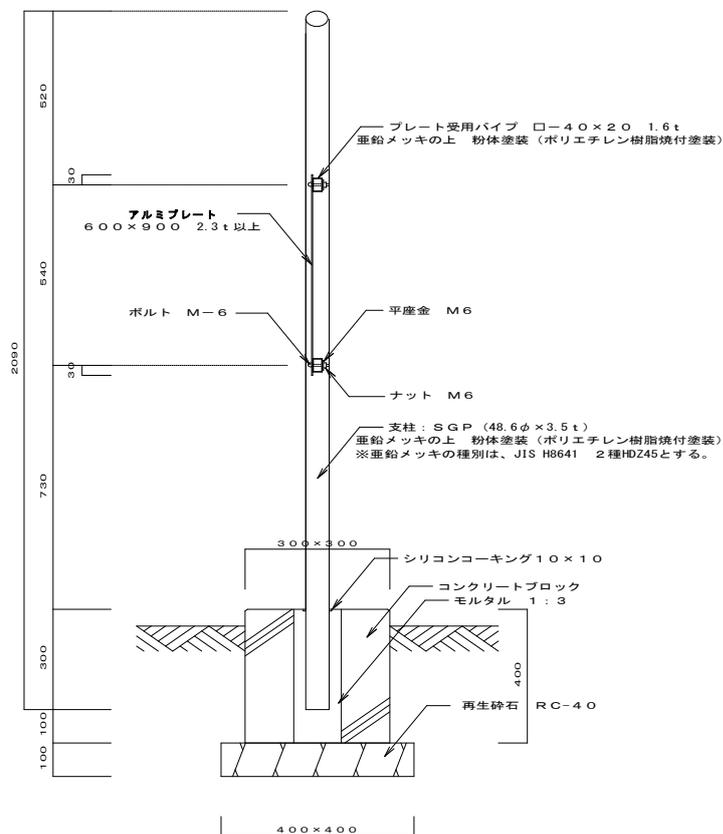


イ 支柱取付型

(ア) 正面図及び側面図

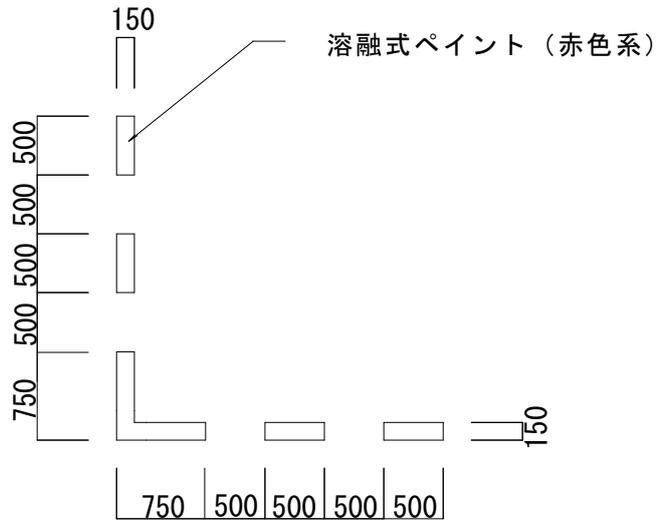


(イ) 詳細図



## 別図第6 規制標示配置図

単位：mm



## 備考

- 1 幅6メートル以上、長さ12メートル以上とすること。
- 2 溶融式ペイントは、JIS K 5665 3種-1号に適合するものを使用し、JIS R 3301-1号に適合するガラスビーズを使用すること。